

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「事業活動に伴って生じた」を「事業者又は事業所から排出される」に改める。

第15条第7項中「受け入れ」を「受入れ」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（事業者の施設搬入）

第18条の2 事業者は、事業系一般廃棄物又は一般家庭から臨時に排出される廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 事業者は、前項の受入基準に関して市長が行う搬入検査に応じなければならない。

（受入拒否）

第18条の3 市長は、事業者が前条第1項の受入基準に従わない場合又は同条第2項の搬入検査に応じない場合には、当該事業者が搬入する廃棄物の受入れを拒否することができる。

別表第1の2の項1の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項中

「	事業活動に伴い排出される一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	
	一般家庭から臨時に排出された物(規則で定める大型ごみ(以下この表において「大型ごみ」という。))及び規則で定める特別大型ごみ(以下この表において「特別大型ごみ」という。)を除く。)を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	を
	一般家庭から臨時に排出された物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	
」			

「	事業系一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	廃棄物の処理方法の区分(焼却又は破砕)ごとに10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	
	一般家庭から臨時に排出された廃棄物(規則で定める大型ごみ(以下この表において「大型ごみ」という。))及び規則で定める特別大型ごみ(以下この表において「特別大型ごみ」という。)を除く。)を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	廃棄物の処理方法の区分(焼却又は破砕)ごとに10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	に
	一般家庭から臨時に排出された廃棄物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	
」			

改める。

別表第2中「10キログラムにつき」を「廃棄物の処理方法の区分(焼却、破砕又は最終処分)ごとに10キログラムにつき」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、事業系一般廃棄物の分別の徹底を図るために当該廃棄物の施設搬入に係る手続について条例に定めること等のため、所要の改正をする必要による。